県有地の貸付に関する調査及び検証特別委員会会議録

日時 令和3年5月20日(木) 開会時間 午後2時00分

閉会時間 午後5時04分

場所 委員会室棟大会議室

委員出席者 委員長 皆川 巖

副委員長 土橋 亨

委員 白壁 賢一 山田 一功 猪股 尚彦 渡辺 淳也

志村 直毅 向山 憲稔 浅川 力三 早川 浩 遠藤 浩 臼井 友基 桐原 正仁 山田 七穂

飯島 修 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

総務部長 市川 康雄 総務部理事(次長事務取扱)入倉 博文

資産活用課長 小澤 浩 行政経営管理課長 眞田 健康

林政部長 金子 景一 林政部次長 河西 博志 林政部技監 山田 秋津

林政部技監 鷹野 裕司 県有林課長 斉藤 直紀

議題

県有地の貸付に関する調査及び検証に関する件

会議の概要 まず、前回の委員会において中断した「住民訴訟に係る検証委員会中間報告書」 等に関する質疑を行った。

> 次に、大河内不動産鑑定事務所に依頼した「意見書」及び「不動産鑑定評価」 にかかる各委託契約書並びに支払い関係書類について執行部からの説明を受け た後、質疑を行った。

次に、県有地訴訟に関する弁護士費用の専決処分及び県有地の貸付に係る富士急行から提起された訴訟等について執行部からの説明を受けた後、質疑を行った。

最後に、学識経験者等で構成する調査機関設置について本会議に提案することが起立多数で承認された。

主な質疑等

※前回の委員会において中断した「住民訴訟に係る検証委員会中間報告書」等について

質疑

渡辺委員 そもそも、この不動産鑑定意見書は以前にいただいたと思うんですけれども、 私の認識として不動産鑑定評価書は、資料要求の中に入っていたんですけれども、

添付されておりませんが、いかがでしょうか。

斉藤県有林課長 意見書につきましては、先日配付されました証拠書類等の裁判所提出の中に 入ってございますけれど、不動産鑑定評価書につきましては、裁判追行上、まだ お答えできないため、皆様にはお配りできない状況でございます。

渡辺委員 弁護士契約の専決処分の話にもなってくるんですけれども、いわゆる不動産の 価格をもとに算定しておりますので、恐らく、それがこの鑑定評価書だと認識していますので、議会で審議していく以上、資料がないと議論が先に進まないと思うんですけど。

斉藤県有林課長 次回の口頭弁論が6月15日でございますので、それ以降になりましたら皆様にも御開示できることになろうかと思います。よろしくお願いいたします。

渡辺委員 訴訟追行上の影響もあろうかと思いますけれども、ただ私たちも、専決処分の 内容や弁護士費用の着手金についても算定基準根拠になっている金額ですので、 それがどういうものかを知らない限りは、この根拠の数字が、採用されている数 字がどうなのかというのがわかりようもないので、そこはもっと検討していただ かないと、議会としての議論が進んでいかないと私は思います。

それで、そもそも今まで不動産鑑定評価は、嶋内不動産鑑定士に2度ほどお願いしていると。1度目と、そしてその前の平成9年にも不動産鑑定をお願いしていると承知していまして、2度目の不動産鑑定評価をお願いするときに、その嶋内さんが、御承知のとおり、住民訴訟における原告のアドバイスを行っていて、さらに御本人が報酬もいただいているというような、ちょっとにわかに信じがたいような状況の中で、嶋内さんにお願いしてきたことは不適切じゃないかという議論もあった中で、今回そこまでして、県としては嶋内さんに2回目をお願いしてきたわけですよ、そういう意見があったにもかかわらず。けれども、今回、大河内さんにお願いすることになった。資料をゆっくり確認してないんですけれども、多分、随意契約だと思うんですが、その理由は何ですか。

斉藤県有林課長 訴訟代理人の弁護士と相談しまして、セカンドオピニオンとして訴訟追行上 必要なため、今回の業務委託を発注したところでございます。

渡辺委員 セカンドオピニオンということは、今まで県が唯一正しいと言ってきた嶋内さんの不動産鑑定評価に、疑念とまではいかないまでも、補強するような必要があったという理解でよろしいんでしょうか。

斉藤県有林課長 嶋内鑑定につきましても、不動産鑑定評価基準に沿った適正な鑑定であると 考えております。

皆川委員長 もう一回。

斉藤県有林課長 嶋内鑑定につきましても、鑑定基準に沿った適正な鑑定であると考えております。今回の大河内さんにつきましては、やはりセカンドオピニオンとして訴訟 追行上必要なため業務委託をしたということでございます。

渡辺委員 特別委員会の今までの議論を振り返りますと、そういう意見は委員各位から幾つも出てきたわけです。実際、不動産鑑定は複数とったほうがいいんじゃないかというような質疑もあった中で、そのときは、国交省の不動産鑑定基準にのっとった適正な不動産鑑定評価ですので、嶋内鑑定のみで県は正しいという趣旨の発

言をされているんですけれども、その考え方が変わったということですか。

斉藤県有林課長 あくまでも訴訟追行上必要と考え、業務委託をしたものでございます。

渡辺委員 関係するんですけれども、いただいた資料の43ページ、いつも話題になる仕 様書の部分ですけれども、仕様書の部分で黒塗りになっている部分がありますが、 これはなぜこの特別委員会には開示していただけないんでしょうか。

斉藤県有林課長 やはり訴訟追行上、影響ございますので、黒塗りとさせていただきました。

渡辺委員 ちなみに、この仕様書の中に関係するかどうかはちょっと不確定ですけれども、 県として、この不動産意見書並びに不動産鑑定評価書を大河内事務所に依頼する に当たって、例えば素地なのか現況なのか、あるいは現況でやってくださいって いう条件ですとか、ほかの条件等も指示したりお願いしたりした経過なんですか、 これは。

斉藤県有林課長 今回の評価につきましては、意見書に沿った評価でやってございます。意見書の内容をもとに、今回の平成29年4月1日と、平成9年4月1日の対象不動産の適正賃料を算定してございます。

渡辺委員 ということは、その不動産鑑定意見書を作成するに当たって、県が例えば、条件をこうしてください、現況でやってくださいですとか、あるいは借地権を認め ないでくださいということは言った事実はあるんですか。

斉藤県有林課長 それにつきましては……。

小澤資産活用課長 済みません。大河内鑑定のもととなっておりますので、あわせて発注しております意見書の中で、県のほうから、委員の御指摘がありました現況評価でやるべき、そのほか、裁判の中で主張をこれまでしてきた借地権のありなし、借地権は少なくとも昭和42年以前は借地権がないというところからスタートするですとか、今まで裁判で我々が主張してきたことを一応前提として鑑定を依頼するという形で発注をしております。ただ、それが不動産鑑定士の目から見て妥当なものでない場合は、これを拒否して修正をするということが鑑定基準で決まっているということがございますので、意見書の中で、我々の出した条件の妥当性を鑑定士の目から判断をしていただく。それがこの意見書の内容になっております。その上で、意見書で我々の今まで主張していることがおおむね妥当という判断をした上で、その設定した我々の主張に基づいた条件に沿って鑑定をしたというのが今回の鑑定の内容になっております。

渡辺委員 今まで特別委員会で、特に嶋内さんの鑑定書の中では、その条件は基本的には 不動産鑑定士さんが自分でお考えになって、いわゆる客観的事実だけを見て、土 地の形状だとか契約の経緯を見て、不動産鑑定評価をしてきたという認識でいま したけれども、嶋内さんのときも同じような形で県が条件を出したんですか。妥 当かどうかの判断を含めてですね。

小澤資産活用課長 嶋内鑑定につきましては、そういった我々のほうから条件を指定したのではなく、今まで説明してきたとおり、鑑定士の判断というところによってきたものと考えています。

渡辺委員

大河内の鑑定評価のときとは違って、嶋内さんは独自で組み立てた理論によって不動産鑑定評価を行ってきて、今回は県が裁判上の主張をお伝えした上で、大河内事務所で妥当性を判断して、妥当だと思われたので、結果としてつくられてきていると。それで、恐らく県がこれを証拠として採用して、意見書を裁判所に提出しているということは、県の考え方に合致している。嶋内さんの考え方と同じという、偶然そうなったんですか。そのように誘導していったんですか。

小澤資産活用課長 代理人弁護士との相談の中で、鑑定を依頼して、意見書の徴取も依頼した中で、結果として、必然として、こういった形になったということでございます。

渡辺委員

これで最後にしますけれども、いずれにしても、意見書だけだとよくわかりませんので、口頭弁論の追行上の関係もあると思いますけれども、改めてここで、この大河内の不動産鑑定評価書の資料要求を委員長にお願いしたいと思います。

皆川委員長 資料要求は後でまとめます。

小越委員

今説明があった資料だけでまず質問したいんですけど、今まで、この29ページのところに、「不動産鑑定料積算について、鑑定料算出、調査対象となる不動産の土地評価額、算定の基礎となる土地価格は、令和2年度住民訴訟に係る不動産鑑定評価等業務(嶋内鑑定)に基づき算出」「土地評価額400億円(平成29年時点)」って書いてあるんです。ということは、今、渡辺議員が言ったように、たまたまそうなったのではなく、嶋内鑑定に基づいてお願いしたと、ここに書いてあるじゃありませんか。ということは、嶋内さんのこの意見書にも、県の依頼に沿って、これがいいかどうかとこの意見書をつくってくださいって書いてあります。県の依頼は、足立弁護士が言っていることをずっと書いてあるわけですよね。だから、嶋内さんの評価にのっとってやったということは、セカンドオピニオンでも何でもなく、嶋内さんの鑑定、足立さんの言い分をそのまま追認するために、わざわざ新しいところにやってもらったかのごとくやっているだけであって、この29ページのところでいけば「嶋内鑑定に基づき算出」「土地評価400億円」って書いてあるんだから、嶋内さんに基づいてやったということじゃありませんか。

斉藤県有林課長 この400億円というのは、下のほうに書いてあるんですけど、鑑定料を算出する根拠でございまして、鑑定料を算出するのに用対連の基本鑑定報酬額表というのがございまして、35ページでございますけれど、その中に区分地上権及び地代の評価額という欄がございまして、その中の、この場合は400億円ですから、一番下から2つ目のところでございますけど、1億円を超え、5億円までのものはEの欄のところでございまして、212万円を基本として、1億円ごと5、000円を加算という式でございますので、その鑑定料算定のための基礎価格として400億円ということでございます。

小越委員

その鑑定料の根拠になるのは、土地の評価額400億円ですよね。それが20 0億円なのか3億円なのかでこの鑑定料は違ってくるので、そもそも土地評価額 を嶋内さんの鑑定に基づいてやっているんだから、この大河内さんの不動産鑑定 は、嶋内さんのとこを追認するためにやったんだと思います。

それで、例えば55ページのところに、「訴訟代理人の足立弁護士と協議した 結果」とありますよね。訴訟で、足立弁護士よりお願いしたいと。それから、足 立弁護士さんからお願いされてやったと。それで、足立弁護士さんは、嶋内鑑定 のことをそのままやっていると。だから、この大河内不動産鑑定事務所は、県から言われたことを追認するためにわざわざやったんだと思います。

それで、先日聞いたところで、よくわからなくなってきているんですけど、中間報告の53ページの最後のところに、「上記の点は、本年2月時点で、当委員会における検討状況の報告として、当委員会から伝達済みである」というのが、今説明があった①平成9年4月1日と平成29年4月1日の660万円ということで、その次、2行目下の「令和3年4月1日を価格時点とする」というのは、この②の106万円という意味でよろしいでしょうか。

斉藤県有林課長 先ほど申し上げました53ページのところの「本件各不動産の現況に沿った 賃料と算定されるべきもの」ということと、下から3行目の「本件各不動産につ き4月1日を価格時点とする新規賃料の不動産鑑定を依頼中」ということは、同 じことでございますので、この2つの委員御指摘のものは106万円の委託内容 のことでございます。

小越委員

106万円で、この<math>53ページの「上記の点、本年2月」からのと、3月1日のこれを106万円でやって、その前の660万円というのは、この前たしか、これのお金だって聞いたんですけど、それでいいんですか。この意見書と鑑定書だけで660万円で、4月1日時点のことは、この53ページの報告書のとこに書いてある、「伝達済みである」のと4月1日、これ同じ意味だということですか。それで106万円ということか。どこに何を払ったのか、一覧をいただきたいです。

この不動産鑑定をめぐって、私が記憶しているだけで、たしか澤野さんが意見書と鑑定書を出して561万円。令和2年9月に嶋内さんに330万円。そして、これがわからないんですけど、令和3年、再び嶋内さんに出した150万円。この嶋内さんに払った150万円の鑑定は、どこに行って、何に使われたのかわからない。今度出てきたこの660万円と106万円は、何のことに使ったのか。これだけいろいろな不動産鑑定があるので、一覧をいただきたいです。

先日の山日新聞に、また全然違う数字が出てきて、本当にわからなくなってきているんですけど、山日新聞の報道によると、「富士急に貸し付けている県有地に関する土地鑑定は、東京都内の不動産鑑定事務所と2月に総額766万円の契約を締結」。どこの数字ですか。それと、「1997年と2017年、2021年の各4月1日時点の適正賃料について算定を依頼した」。それはどの話?それから、その後に、「900件ある賃借のうち、富士急との契約を含め、ゴルフ場などに400カ所、3,938万円」って書いてあるんです。それは何の数字なのか。どこに使われて、何のために使っているのか。そして、鑑定書はどこにあるのか。何のもとにやっているのか、わからないですよ。説明していただきたい。

斉藤県有林課長 委員御指摘の総額766万円という契約につきましては、今申しました大河 内鑑定事務所の660万円と106万円で766万円でございます。

そして、大河内鑑定につきましては、6 6 0 万円が先ほど申しました対象不動産の鑑定評価における意見、この対象不動産の平成2 9 年 4 月 1 日、平成9 年 4 月 1 日時点の適正賃料の算定でございます。もう一つの大河内のほうは、先ほど申しましたように、令和3年4月1日時点の適正賃料の算定のための評価でございます。

その下の3,938万円というものにつきましては、今年度の賃料改定に向けまして、全県の不動産鑑定等を行っているものでございます。

小越委員 3,938万円は、どこに頼んでいて、いつごろ出るのか。意見書なのか、鑑 定書なのか。

斉藤県有林課長 この全県への不動産鑑定等につきましては、契約日が4月2日でございまして、履行期限が9月30日でございます。委託業者は、東京都のJLL森井不動産鑑定事務所でございます。

小越委員 森井不動産鑑定事務所って、また新しい事務所の名前が出てきたんですけど、 そこに幾らで発注しているのか。それから、さっき言った令和3年に再び嶋内さ んに出している150万円の鑑定書は、どこに使われて、それはどこにあるんで すか。

斉藤県有林課長 いずれにしても、裁判に関係する提出資料でございます。

小越委員 いずれにしてもって、私たち議会を何だと思っているんですか。私たちは、真 剣に考えているんですよ。こんなに不動産鑑定書が幾つも出てきて、何に使われ ているかよくわからなくて、不動産鑑定そのものもわからない。それで500万 円、600万円、3,000万円もお金を出している。それで判こを押せって、 議会に対してそれでいいんですか。

斉藤県有林課長 説明不足で申しわけございません。委員御指摘の嶋内鑑定というものも、当然、 不動産鑑定評価を行いまして、訴訟に使うため裁判所に出している資料でござい ます。

先ほど申しましたように、3,900万円につきましては、今後の県有地の料金改定に向けた基礎資料として、業務委託をしていまして、今年度上半期で、今、業務委託をしている最中でございます。今後9月までに、全県の不動産鑑定等を行っている業務でございます。説明が下手で、申しわけございません。

小越委員 この問題についてはこれで終わりますけど、じゃあ嶋内さんの150万円の鑑定書を出していただきたい。何に使ったのか、裁判所に出したのかわからないです。

それで、私がちょっと理解不足だから申しわけないかもしれませんけど、今までどこの不動産会社に幾ら出して、何に使ったのか。それで、何がわかったのか。何かがわかったけど、また次に出したっていう一覧をまとめて出していただきたい。こんなにいっぱい不動産鑑定が出て、どれを使っているのか。どれが裁判に今使われているのか。新しい鑑定が出てきて、今どうなっているのか、全然わからないですよ。今までの時系列で、いつどこに頼んで、どんなことがわかったのか、幾らなのか、一覧で。県当局とすれば、それをどう受けとめているのか。それを筋立てて資料にして出していただきたい。お願いします。

皆川委員長 資料要求ですか。じゃあ後で、まとめて言いますので。

志村委員 大河内不動産鑑定事務所へ委託した資料要求の①と②、先ほど渡辺委員からもちょっと触れられていたんですけど、ちょっとわからないのが、令和3年4月1日時点、今発注かけている不動産鑑定評価書、これについては、このつづりの最後の39ページに、依頼の背景が「公共財産の賃貸借における適正な対価の参考資料とするため」と書いてありまして、その裏に、価格時点は「令和3年4月1日」、価格等の種類は「新規賃料」と書いてあります。

それで、資料要求①の先ほど黒塗りと言われた平成9年4月1日と平成29年4月1日時点の660万円で依頼をした不動産鑑定評価書に関しては、これはもう既に完成しているということだと思うんですけど、これが「依頼の背景」が黒塗りと。「価格時点」はさっき言ったとおり平成29年4月1日と平成9年4月1日で「新規賃料」となっています。普通に考えると、同じ依頼の背景なのかなと思うんですけれども、そこに何かが加わっている。だから、ことしの4月1日時点ではなくて、前回と前々回の契約更新の時点の価格を求めるのに際して、県から何らかのオーダーがこれに乗っているということで、さっき小澤課長が説明された条件等が入っているという理解でよろしいでしょうか。

小澤資産活用課長 済みません。質問をもう一度よろしいですか。

志村委員

きょう、5月20日提出の73ページの「依頼の背景」のところが黒塗りになっているっていうことで、さっき渡辺委員からも、ここに書かれている内容は、平成9年4月1日と平成29年4月1日時点の不動産鑑定評価をしていただくのに対してどのような依頼をしたかということが書かれていて、それは考えてみると、今回のことし4月1日時点のものと同じことが書いてあるだろうと通常は思うんですけども、黒塗りになっているっていうことは、県からのオーダーがここに入っていて、それが先ほど小澤課長が「県としてはこういう考え方で」ということをおっしゃっていたんで、そういうことが入っているという認識でよろしいのか。その確認です。

斉藤県有林課長 黒塗りのところでございますので、お答えは控えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

志村委員

それは43ページの仕様書のところでもきっと同じようなことだと思うんですけど、これはあくまで訴訟上必要な資料ということで不動産鑑定評価を依頼しているんだと受けとめますけど、あくまで県の主張に基づいて、新規賃料でこの不動産鑑定評価はやっているということなので、何度こういうことをやっても、主張の食い違いを埋めることは全くなくて、県の新たな主張を裏づけるためにやっているということだと思うんですけど、この2回目の嶋内鑑定は、たしか平成9年の価格時点を求めていただいたということでよろしいですか。

斉藤県有林課長 2回目の嶋内鑑定は、平成9年4月1日時点の賃料の価格でございます。

志村委員

それから、今回の大河内鑑定、まだ鑑定自体は出てきてないということですけど、土地の価格が324億円という評価が出されていることを前提に専決処分への価格交渉という説明を受けました。ここの嶋内鑑定の場合は、平成9年時点と平成29年時点で価格をそれぞれ評価していただいていますけど、嶋内鑑定では、大河内鑑定の324億円に対応する土地の資産価格っていうのはどのぐらいになっていたんですか。

斉藤県有林課長 400億円でございます。

志村委員 この400億円はとても切りのいい数字だと思うんですけど、どのように算出 されたものなんでしょうか。

斉藤県有林課長 提出資料乙84号証に添付してございますので、個々の内容につきましては、

その資料をごらんいただければと思います。よろしくお願いいたします。

志村委員 済みません、乙84号証、後でゆっくり見ますので、ページ数をおっしゃって ください。

斉藤県有林課長 227ページです。

志村委員 それで、前回の委員会のときにも時間切れで終わって、まだ発言する方もいらっしゃって。中間報告の部分についても、まだ終わっていないと認識しているんですけど、一応この中間報告をつくっていただく業務委託というのは、3月末で

一旦区切っていると思うんですけど、「この報告書は、今後の調査に伴う内容の 補充変更等の可能性がある」と書いてありますけど、そういう可能性はあるので

しょうか。

眞田行政経営管理課長 お答えいたします。今年度も、この検証委員会を予定しておりますので、 住民訴訟の進行を踏まえ、また議論を重ねまして、中間報告書の補充できるもの

とか追記するものとか、そういったものは生じてくると考えております。

志村委員 とにかく主張のぶつけ合いだということは前回も申し上げましたけど、その主 張のもとになっている事実認定をしっかりと私たちも確認していかないと、なか

なかこれを判断していくことも到底できないと思っています。 それで、その中間報告の23ページのところに、富士急行が造成前の素地価格

を基礎として適正賃料額を算定すべきとする富士急行側の立場の前提になっているということが、これが事実であるにもかかわらず、「富士急行はこれまでその具体的内容を明らかにしていない」と書かれているんですけども、その「造成前の素地価格を基礎として適正賃料額を算定すべきとする富士急行側の立場」と

いうことは、これは事実なんでしょうか。

中間報告、じゃあ、後でもいいですか。

皆川委員長 はい。

志村委員 じゃあ、また後ほど聞きます。じゃあ、とりあえずこっちの鑑定等業務につい

ては以上です。

浅川委員 係争中のことですから、余り深掘りすると、裁判に影響があるじゃないかって いうふうに私は懸念しております。最大限の部分で今までやってきた部分ですか

ら。これをどんどんどんどん深掘りしていくってことは、私は一応、6月の何日ですか? で、裁判のほうで中間の報告が出るようですから、それを踏まえて進

めたほうがいいと思います。

皆川委員長 誰の発言がどの訴訟の係争に影響するの。

浅川委員 全体の流れの中で、私はそう思っております。

早川委員 確認で、県は大河内鑑定とほかの鑑定があると言っているんですけど、今回の 住民訴訟で、県もそうですけど、参考人ですかね? 富士急側の不動産鑑定は、 県はたくさんあったって言うんですけど、富士急側の不動産鑑定って1社のみな

んですか。どなたか委員がおっしゃったように、弁護士もそうだし、不動産鑑定

も、依頼主の多くがそうなので、富士急側も複数やったんじゃないんですか。

斉藤県有林課長 富士急側は2社、やはり不動産鑑定をやっているということでございます。

早川委員

そういうことの中で、今、浅川委員が言ったように、この不動産鑑定についても、訴訟に影響がある。訴訟の根幹になるので、いろいろ裁判に影響のあることはなかなかそぐわないと思うんですけど、県民の利益ですよ、県庁がどうかではなく、県民の利益のために必要な大河内鑑定だと思っているんですけど、改めて県がなぜ今回大河内鑑定をやったのか、理由とか必要性についてはっきり答えてください。

斉藤県有林課長 先ほども申しましたけれど、訴訟代理人と協議した結果、セカンドオピニオンとして訴訟追行上必要なため実施したものでございますが、やはり他の不動産鑑定士の不動産鑑定評価を実施することによりまして、対象不動産の適正な賃料が算定できるということで考えて、やっているところでございます。

早川委員

やはり弁護士さんもそうだし、不動産鑑定士さんもそれぞれの立場で要求しているので、平行線の部分があると思うんですよ。なので、最後のほうの準備書面じゃないですけど、この不動産鑑定についてもお互いの立場でしているわけですから、これについて適正な鑑定だと考えますか。

斉藤県有林課長 適正な鑑定だと考えております。

小澤資産活用課長 済みません。先ほど来、小越委員、志村委員から、大河内鑑定の結果が県の 主張を追認するということで御発言がありましたので、1点補足をさせていただ きたいと思います。

大河内鑑定事務所の意見書は、「本鑑定に当たって、依頼者から下記条件で鑑定評価を求められている」として、我々が裁判で主張していることが箇条書きで記載されております。

その上で、「不動産の鑑定評価に当たって条件を付することは一般的な手順である。ただし、条件設定をする場合には、依頼者との間で当該条件設定に係る鑑定評価依頼契約上の合意がなくてはならず、また条件設定が妥当でないと認められる場合には、依頼者に説明の上、妥当な条件に改定しなければならない」ということで、この意見書で依頼条件の妥当性を鑑定士として御判断いただいて、その結果、我々の依頼条件、設定条件、前提条件が妥当だという判断のもとに鑑定を行っていただいたということでございます。皆さん御存じのことかと思いますけれども、鑑定士は現在、プレッシャー通報制度というような形で、依頼者から無理に、恣意的に、鑑定をねじ曲げるような依頼があった場合は、これを断るのはもちろんですけれども、そういった事実を全国団体に通知する義務を負っております。そういったことから、これは必ずしも我々追認ということではなくて、鑑定士の職業倫理と申しますか、そういった中で適正に御判断いただいた結果だと考えているところでございます。

白壁委員

そう言っても、さっき小越委員が言ったように、ここに書いてあるんだよ。嶋内鑑定書に基づきって書いてあるの。これ、しようがないんだって。これを深く掘るとか何とかって話じゃない。皆さんが答えているところにそういったところが深いところまで入っているだけで、今事実を聞いているだけのことなんだよね。63ページに書いてあるから、もうしようがないよ。それで、それによって、特

に急を要して30%も割り増しでやっているんだよ。

それで、前の澤野鑑定はどうしたの?6億数千万円は。何、これをもとにして、もう一回それを、追認って言葉ではなく、立証って言ったほうがいいのかな。正当化って言ったほうがいいのかな。前に証拠書類として出した澤野鑑定はどうなのか。それを打ち消すためにこういうものをつくったんじゃないかと言われてしまう。だから、時系列的に出していって、こういうものが必要であって、訴訟代理人の弁護士が、実はこういうことだから、ここの分が必要だから出しましたっていうのが時系列であれば、納得するよ。

何か訴訟追行上、裁判でこれを出すと負けてしまうって、そんなことはない。 もう時系列で出ているんだから。という意味だよ。だから、ぜひそういうものを、 出してもらいたいっていう意味です。

もし小越委員、違う意見があったら。

小越委員

澤野さんに561万円、嶋内さんに330万円と150万円、そして今回の大河内さんに合わせて760万円って、物すごいお金が出ているわけですよね。だから、何のために使ったのか、どうしてこれはつくったのかってわからないと、やはり同じことを繰り返すためにこの大切な税金を使ったのかと思われちゃうわけですよ。6億9,000万円はちょっと違います。あと大体同じような話が続く中で、何度も何度も出てくるときに、何のためにやったのか。これ、私たちの税金ですよ。これから、もしかしたらこの3,900万円も含めて、もっと不動産鑑定にお金がかかってくる。それをまた、もう一回となりますと、何のためにやっているのか。どういう目的で、どこがまずかったとかと言っていただかないと、やはりこのままで行くと、嶋内さんの鑑定に基づき400億円と書いてあるんだから、このまま行くと読み取れますよ。だから、私は、きっちりと、今までどこに出して、何を何のためにやったのか。何がわかったのか。何が足りないのか。だから、これをしたというふうにしていただかないと、本当に二重払い、三重払いと思ってしまうということです。

皆川委員長

いろいろ出てきたから整理しまして、渡辺委員からの資料要求は、大河内不動産鑑定評価書でいいですね。

渡辺委員

平成9年、平成29年時点、令和3年時点、多分、3つなのか2つなのかわからないですけど、いずれも不動産鑑定評価書。

皆川委員長 不動産評価書の資料要求ね。

渡辺委員はい。

皆川委員長

それから、小越委員の資料要求は、澤野、嶋内、大河内、森井の各不動産鑑定 書の鑑定に対して、支出目的、支出内容、どのような効果が得られたかのそれぞ れを一覧表にして出してくれということですね。

小越委員はい。県の見解をいただいていないので。

皆川委員長 この2つの資料要求につきまして、皆さん、御異議ありませんか。

浅川委員 訴訟追行上であり、まだそれが提出されてないようなものについては、これは 影響があるから、それは…… 皆川委員長 それはわかっている。

浅川委員 出さないものは出さなくて結構。

皆川委員長 そう。だから、訴訟追行上影響がない限りは出していただくってことで、御異 議ありませんね。

(「異議なし」の声あり)

皆川委員長 じゃあ、よろしくお願いします。

向山委員 いろいろお話も出ていますので、端的に。事実関係だけお伺いしたいと思いま す。

まず、いろいろ条件をつけられたということで、御説明いただいたんですけども、これ、中間報告書の53ページの3行目の「不動産鑑定士による不動産鑑定評価は、これらの調査によって前提となる事実関係及び法律関係を固めた上で、その後に実施されるべきものであると思料する」という、これを参考にして、前提にして条件をつけたという認識でよろしいでしょうか。

小澤資産活用課長 委員御指摘のとおりだと思います。

向山委員 間違いないということで、確認ですけど、この「法律関係を固める」という中 身については、足立先生の法律関係の認識に基づいて全て条件を出したというこ とでよろしいでしょうか。

小澤資産活用課長 足立先生を初め、検証委員会の検証の結果と考えています。

向山委員 そうした中で、足立先生が今回、セカンドオピニオンが必要だと言っていただいたということですが、昨年の特別委員会設置以降、セカンドオピニオンが必要だと委員会で言ってきましたので、そこについてはようやくやっていただけたというところで評価できる部分だと思います。

それで、先ほどあった条件をつけたというのは、不動産鑑定においては、今回 この大河内さんが初めてということでよろしいでしょうか。

小澤資産活用課長 繰り返しになってしまうかもしれないですけれども、大河内以前の鑑定に ついては、あくまで鑑定士さんの評価、判断にお任せするというような形で、我々 とすれば基本的には物理的な条件、この土地の鑑定をお願いしますと、継続賃料 でお願いしますということ以外に法的な解釈を含めた条件は特段設定をせず発 注しているものでございます。

向山委員 大河内さん以外はないということで確認をさせていただいた上で、新規賃料、 継続賃料についても同じく、そこも指定をせずに全てやられているということの 認識でよろしいでしょうか。

小澤資産活用課長 大河内鑑定につきましては、新規賃料ということで依頼をしております。 基本的に、過去は継続賃料で、そこは継続賃料を前提でお願いしております。 向山委員 確認ですけども、大河内さんで新規賃料とした根拠となっているものは何でしょう。

小澤資産活用課長 済みません、ちょっと長くなるかもしれませんが、時系列的にお話をさせて いただきたいと思います。

従前、適正化調査ですね、日本不動産研究所のもので継続賃料をやってきたと。これが住民訴訟の対象になり、住民訴訟の意義を踏まえて、真摯に予断なく適正な対価というものを真実追求していくという姿勢のもとに、澤野不動産鑑定士、弁護士に意見書を徴した。この中で、従前のやり方である山林素地価格は妥当ではないという意見をいただいた。これを踏まえて、嶋内鑑定士に継続賃料を再度鑑定していただいた。その結果、従前の山林素地価格でやっているものが低廉に過ぎ、これをもとにした継続賃料としてやる3手法のうち、利回り法でやる賃料が適正だと。これを受けて、我々のほうで、11月に従前の鑑定に基づいた賃料が違法であるという主張になりました。そういうことから、従前の契約が違法無効であるということを前提に立ちますと、新しく求めるべき賃料は新規賃料であるということで、今回の大河内鑑定士には新規賃料を求めるように依頼をしたという流れでございます。

向山委員 わかりました。その上で聞くと、今回の大河内さんは、令和3年のもの、新規 賃料というのはわかります。それで、平成9年、平成29年についても新規賃料 というのは、基本的に過去の契約も全て違法無効というもとに立っているから新 規賃料という認識でよろしいんでしょうか。

小澤資産活用課長 御指摘のとおりだと考えております。

向山委員 ありがとうございます。

最後に、確認させていただきます。今全体をやっている森井不動産鑑定事務所 さん、この鑑定も現況の新規賃料ということでよろしいでしょうか。

斉藤県有林課長 そのとおりでございます。

向山委員 それは県内全箇所全てその不動産鑑定でやっているという認識でよろしいで すか。

斉藤県有林課長 県内全箇所の約450箇所、不動産鑑定等を行っているという状況でございます。

向山委員 何度も繰り返しで、ここ重要なところなので確認ですけど、県内の全箇所を継続賃料ではなくて、新規賃料の現況で、山林価格のものも全部現況で、今は森井 不動産に条件として出しているという認識でよろしいでしょうか。

斉藤県有林課長 委員の御発言のとおりでございます。

向山委員 加えて、この不動産鑑定評価として出しているのは山中湖村だけですか。ほか にも不動産鑑定評価として出しているものはあるんでしょうか。

斉藤県有林課長 全県を不動産鑑定等でやっている状況でございます。

向山委員 じゃ、全ての箇所を適正化調査ではなく、あくまで不動産鑑定評価で行っているということでよろしいですか。

斉藤県有林課長 費用対効果を考えまして、金額が大きいところは不動産鑑定をやっているところでございます。それ以外につきましては、やはり費用対効果を考えまして、 不動産価格等調査ということで、全県を調査しているところでございます。

向山委員 大きいところというのは、どういう基準で、何カ所ありますでしょうか。

斉藤県有林課長 契約金額が1,000万円以上の契約に対して、不動産鑑定を行っているとこでございます。

向山委員 面積ではなくて金額で決めている。前回の契約時の金額が1,000万円以上 の場所ということですね。 それで、何分の何カ所かわかれば。

斉藤県有林課長 現在のところ、対象箇所は453カ所中64カ所が不動産鑑定評価で実施しているところでございます。

向山委員 453分の64ということで、じゃあ、その64カ所の部分を、一覧表をいた だければというところで、資料請求をさせていただきたいと思います。

基本的には、新規賃料ですので、今回改定じゃない場所についても、本来であれば新規でやるということは全ての箇所を見直す必要がありますけども、それは事務作業的に不可能だから半分ずつとか、今回の改定時期に合わせたものとか、そこの区割りはどうされてますでしょうか。

斉藤県有林課長 今年度、基本的に全箇所改定ということで考えております。

向山委員 県有地の全箇所改定で、それが453分の64ということは、よく出てくる九 百何カ所というのとの、この453の違いが、すいません、ちょっと根本的な質 問で申しわけないですけど。

斉藤県有林課長 今申しました453件というものは、建物敷なり、その他雑用地等でございます。それ以外の残りにつきましては、植樹用貸し地と農耕地がございますので、 全件の900件のうちの453件でございます。

向山委員十分理解できました。

最後に、この森井鑑定と大河内鑑定というのは、山中湖だけは両方出している という認識でよろしいですか。

斉藤県有林課長 そのとおりでございます。

皆川委員長 大分時間が経過しまして、不動産鑑定の委託契約書とか支払い関係についての 質疑につきましては、一応この辺で終了させていただきたいと思います。 暫時休憩いたします。

(休憩)

皆川委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を継続いたします。

先ほどの向山議員からの資料要求ですけど、県有地453カ所の一覧表を金額順に提出していただきたいというのは御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

皆川委員長

よろしくお願いします。

次に、県有地訴訟に関する弁護士費用の専決処分及び県有地の貸し付けにかかわる富士急行から提起された訴訟等について執行部から説明を求めます。

眞田行政経営管理課長 本日お配りをいたしました資料に基づきまして、御説明を申し上げます。

資料右上に資料1-1と書いてある県有地訴訟関係弁護士着手金算定内容というタイトルの資料をお願いいたします。

最初に、専決処分の経過について説明が書いてございます。

最初の丸、4月5日、県に訴状及び仮処分命令申立書が到達後、内容を確認いたしまして、昨年度末に議会に御説明の上、新たに定めました指針に基づき、訴訟代理人の選任作業に入ってございます。答弁書の提出期限が5月6日となっておりまして、速やかに訴訟追行体制を整備しなければならない一方で、2月議会における県議会の附帯決議を踏まえまして、着手金を最少のものとするためのぎりぎりの交渉を足立弁護士との間で重ねてまいりました。結果といたしまして、他の法律事務所への打診も含め、最終的に調整が終わったのが4月28日であったこと。早急に訴訟代理人契約を締結しまして、訴訟追行体制を整える必要があったこと。臨時議会を招集させていただく時間的余裕がなかったことから、4月30日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

続きまして、着手金の算定内容につきまして御説明を申し上げます。

ここには記載はございませんが、令和3年度当初予算におきましては、訴訟 内容が明確ではなく、訴訟物の価格が具体的に確定していませんことから、旧 日弁連報酬等基準で算定不能な場合の基準額800万円で算出した70万1,0 00円を計上しているところでございます。今回、旧日弁連合会報酬等基準に 基づきまして着手金を算定いたしますと、今回は富士急行さんからは、訴訟事 件の着手金、債務不存在等確認請求事件と、保全命令申立事件等着手金、賃借 権確認等仮処分申立事件と2つございますので、それぞれ計算をするという形 になってございます。もとの価格324億円、これは不動産価格となっており ますが、下の米印、大河内不動産鑑定事務所により査定をいたしました平成2 9年4月1日時点の対象不動産の基礎価格を用いてございます。報酬等基準に 基づきまして計算をいたしますと、この324億円に2分の1を掛け、2%を 掛け、369万円を足すという算定基準となってございます。ここに消費税率 を掛けまして、3億6,000万円という数字が出てまいります。保全命令申立 事件の着手金につきましては、先ほどのAの金額3億6,000万円に3分の2 を掛けるという基準となってございますので、こちらで2億4,000万円とい う数字が出てまいります。AとBを足しまして税込み6億円というのが、報酬 等基準照らし合わせますと、算定される着手金となります。

点線の下が、今回の本着手金の算定内容でございます。先ほど訴訟事件と保全命令申し立てで別々に計算をする、それぞれを計算して足し上げるという基準でございましたけれども、今回、訴訟事件、保全命令申立事件を合わせまして、1本の契約としてございます。計算方法といたしましては、同様でござい

ますけれども、324億円の不動産価格に2分の1を掛け、そこに1.2%、報酬等基準では2%のところ、1.2%の数字を掛けてございまして、369万円を足しております。ここから昨年度の調査委託経費、税抜きの6,000万円を引きまして、1億3,809万円という数字が出てまいります。ここから809万円を差し引きまして、163,000万円に消費税率を掛け、164,300万円という税込みの着手金の算定内容となってございます。結果といたしまして、報酬等基準と照らし合わせまして、4分の1を下回る金額となっているところでございます。

続きまして、2ページ目、右上に資料1-2と書いてある資料をお願いいた します。契約の範囲と成功報酬(報酬金)というタイトルの資料でございま す。

最初に、旧日弁連報酬等基準上の取り扱いについての説明が書いてございます。今回、富士急行株式会社からの債務不存在等確認請求事件、賃借権確認等仮処分申立事件に応訴するだけでは、勝訴しても具体的な収入がない中で成功報酬を支払うこととなってしまうという説明をしてございます。

ここで、「応訴」という言葉が出てまいりましたので、その説明書きが米印のところに書いてございます。「原告の訴訟に対する防御行為として、被告が弁論や陳述を行うこと」と書いてございますけれども、簡単に申せば、原告の主張に対しまして、被告のほうが反論し、原告が求める裁判上の認めるようなことを防御するということでございます。

点が3つございますけれども、この内容は県が求めている応訴の内容になってございます。各賃貸借契約は、地方自治法に反し、違法無効であること。不法行為に基づく損害賠償債務、不当利得に基づく返還債務が存在すること。別荘事業を妨害する行為をしてないこと等を県としては主張してございます。ただ、この内容が裁判所に認められたといたしましても、金銭的な収入の判断がなされないことから、勝訴しても具体的な収入が得られることはございません。

下に、参考としまして、仮に、応訴について、先ほどの324億円の不動産価格をベースに、旧日本弁護士連合会報酬等基準に基づき成功報酬を算定した場合、9.6億円を要することとなります。計算方法は下にございますけれども、おおむね先ほど御説明した計算方法と準じておりまして、先ほど2%のところが4%になったり、保全命令申立事件の成功報酬のところ、先ほど3分の2の計算率が3分の1になったり、そこの違いがございます。この2つを合わせますと、約9.6億円の成功報酬が必要となってくるという計算になります。しかしながら、この9.6億円の成功報酬を支払うとした場合、具体的な収入が何も得られてない中で、この10億円近い巨額のお金を支払うことは、到底理解が得られないと考えてございます。

その中で、真ん中の対応方針のところでございます。確認請求事件の手続の中で、被告、今回は県でございますけれども、具体的な金銭を請求する等の訴訟、すなわち反訴と申しておりますけれども、反訴を提起いたしまして、勝訴した場合に成功報酬を支払う契約内容としてございます。委任契約書における具体的対応でございますけれども、第1条第2項、本案件には、山梨県が議会の議決を経て、債務不存在等確認請求事件に関し、反訴を提起したときの当該反訴を含めるというような条項が定められてございます。このことによりまして、反訴を仮に提起した場合の着手金、別途案件となりますので、本来ですと着手金が必要となりますけれども、本契約による着手を充てることができることとなり、反訴を起こした場合でも着手金を別途支払う必要はなくなっております。

続きまして、第2条第1項、成功報酬の規程でございます。債務不存在等確認請求事件において、議会の議決を経て、県が反訴を提起し、当該反訴において勝訴したときは、当該勝訴により確保した経済的利益の額を基準に、旧日本弁護士連合会報酬等基準により算定した着手金と報酬金の合計額から1億3,000万円余を除した額、1億3,000万円というのは今回の契約の着手金の税抜き価格でございます。ただし、当該反訴に係る判決を不服として相手方が適法に控訴したときはこの限りでないという規程を設けてございます。成功報酬は経済的利益を実際に確保しただけに払うこととなっておりまして、仮に控訴された場合におきましても、最終的に勝訴をおさめるまでは成功報酬は支払わないというような形の規程を設けてございます。

続きまして、右上に資料2と書いてある委任契約書をごらんください。足立 弁護士さんの印影につきましては、四角のところ、非表示ということで消させ ていただいております。

第1条に、案件等の表示と受任の範囲とございます。第1条第1項の①案件等の表示、下にも②案件等の表示がございます。①案件等の表示につきましては債務不存在等確認請求事件、②につきましては賃借権確認等仮処分申立事件を規定してございまして、この2件につきまして、この委任契約書1本の契約に基づきまして対応していただくという契約となっております。

その下段、第1条第2項に、先ほど御説明した条文がございます。本案件には、甲が議会の議決を経て、①の案件、債務不存在等確認請求事件のことでございますけれども、①の案件に関し、反訴を提起したときの当該反訴を含めると規定してございます。

その下、第2条に、弁護士報酬等の記載がございまして、第2条第1項、②のところに、成功報酬の記載がございます。先ほど説明したとおり、前条第1項、①の案件、債務不存在等確認請求事件におきまして、議会の議決を経て、県が反訴を提起し、当該反訴において勝訴したときは、当該勝訴により確保した経済的利益の額を基礎に、旧日本弁護士連合会報酬等基準により算出した着手金と報酬金の合計額から①に定める額、これは①の上段の着手金1億3,000万円のことを指してございますけれども、それに定める額を除した額。ただし、当該反訴に係る判決を不服として相手方が適法に控訴したときはこの限りでないという規程を設けてございます。

続きまして、右上、資料3と書いてある資料をお願いいたします。5月11 日の火曜日に行われた口頭弁論の概要につきまして説明している資料となります。

1ページ目が債務不存在等確認請求事件、2枚目が賃借権確認等仮処分申立 事件の内容となっております。

債務不存在等確認請求事件、1ページ目のほうでございますけれども、原告の請求の趣旨についてでございます。原告からは、本件土地について、賃貸借期限、平成29年4月1日から20年、賃料年額3億2,500万円余の定めによる賃借権を有することを確認する。2つ目といたしまして、土地を占有していることについて、不法行為に基づく損害賠償債務を負っていないことを確認する。3番目といたしまして、土地を占有していることについて、不当利得に基づく返還債務を負っていないことを確認する。4番目としまして、訴訟費は被告の負担とするとの判決を求めております。

原告の主張の概要といたしましては、原告は、各賃貸借契約に基づき被告に対して賃料を支払い、本件土地を別荘地として開発、運営して事業を行ってきており、賃借権を有することは明らかであり、本件土地を占有していることについて、不法行為に基づく損害賠償債務や不当利得に基づく返還債務を負わな

いことも明らかであるということを主張してございます。

それに対しまして、被告、県の原告の請求の趣旨に対する答弁でございます。1番目は、原告の請求をいずれも棄却する。2番目は、訴訟費用は原告の負担とするとの判決を求めるとしてございます。

被告、県の主張の概要でございます。本件各賃貸借契約は、いずれも地方自治法第237条第2項に反し、違法無効であり、原告に本件各不動産の占有権限はなく、被告は不法行為に基づく損害賠償請求権及び不当利得返還請求権を有していることから、原告の請求はいずれも棄却されるべきであると主張をしてございます。

2ページ目をお願いいたします。賃借権確認等仮処分申立事件の内容についてでございます。

最初に、債権者の申し立ての趣旨でございます。1番目といたしまして、本件土地について賃借権を有することを仮に認める。2番目といたしまして、本件土地の転借人から賃料の徴収を債務者みずから行い、または転借人に対して債権者に賃料を支払わないように働きかけ、その他別荘事業を妨害する行為をしてはならないとの裁判を求めるとの趣旨になってございます。

債権者の主張でございます。債権者は、各賃貸借契約に基づき債務者に対して賃料を支払い、本件土地を別荘地として開発、運営して事業を行ってきたのであり、債権者は債務者に対して、本件土地の賃借権を有する。2つ目といたしまして、債権者は、平成9年契約書及び平成29年契約書に基づいて賃料を支払い、平穏かつ公然と本件土地を賃借しており、現時点において債権者が賃借権を時効取得していることは明らかである。3番目といたしまして、債務者は複数の報道機関の取材に対して、県と転借人が富士急行を通さず契約することも考えられるなどと述べるなど、債権者の別荘事業に甚大な被害が生じることが予想されると主張してございます。

それに対する債務者、県の申し立ての趣旨に対する答弁でございます。1番目といたしまして、債権者の本件申し立てをいずれも棄却する。2つ目として、申立費は債権者の負担とするとの裁判を求めるとの答弁をしてございます。

債務者、県の主張でございます。1つ目として、当該賃借権の発生原因や内容、賃料、賃貸借期間の賃借権を構成する要素を何ら特定して主張しておらず、債権者の被保全権の主張は、主張自体が失当である。各賃貸借契約は、地方自治法第237条第2項に違反し、無効であり、最高裁判例等に照らして、賃借権の時効取得も認められる余地はない。債務者は転借人と個別に契約を結び直すような行動はとったことはなく、債権者の保全の必要性に関する主張が認められる余地はないとの主張をしてございます。

資料につきましての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

皆川委員長

執行部の説明が終わりました。

この件に関する質疑に入ります。質疑はありませんか。

渡辺委員

まず初めに、4月1日に訴状が正式に県のほうに届いたという中で、専決処分に至るまでの間に時間があったと思うわけですけれども、それにも増して、昨年度の2月議会において、この弁護士費用については、まさに議会内で大変大きな議論を巻き起こす中で修正案となった案件でもあります。それに直接的に関係するこの件について正式な、総務部長を初めとする皆様方から28日の夕方過ぎに電話で連絡はあったにしても、専決処分がいいとは言わないですけど、まず初めに全議員に対して当然説明するために、執行部説明会なり全員協

議会の場を設けるべきであったと私は思うんですけれども、何ゆえ現時点に至るまでそういうことをなさってこなかったんですか。

眞田行政経営管理課長 お答えをいたします。

足立弁護士との条件、今回の着手金の金額並びに資料1-2でも御説明申し上げましたが、契約条項の関係、それが実際に最終的に取りまとまったのが4月28日でございました。並行しまして、他の弁護士事務所との打診等もされておりましたけれども、そことの調整も並行して行ってきたという経過がございます。全てが整ったのが4月28日であったということでございます。また、ゴールデンウイーク明けには、答弁書の提出期日も定められているということでございました。

今回、仮処分の申し立てというものがなされておりまして、仮処分に対しましては、通常、裁判所は短い時間で判断を行うということがございます。最初から県の主張、しっかり申し述べなければならないということもございまして、訴訟代理人契約を早期に締結し、訴訟追行体制を整えるという必要がございまして、時間的な余裕が全くなかったということで、専決処分を行わさしていただいたという経過でございます。

渡辺委員

結果的に専決処分になったことについてはまず置いとくことにしましても、少なくとも4月、もっと前から多分、下交渉は恐らくやっていたんでしょうけれども、正式に4月5日以降にさまざまな検討を進めていく中で、恐らくこれは臨時議会を開くいとまがないと判断するタイミングはもっと早くあったと思うんですよね。そのタイミングで、「今こういう交渉をしていますが、恐らく交渉がまとまるのがぎりぎりになります」と、5月6日の準備書面の提出期限、そして5月11日の第1回口頭弁論を考えると、恐らく専決処分になる可能性が極めて大きくなった時点で、全議員に対して説明を行うべきだと考えているんですけれども、何ゆえぎりぎりまでこの情報を議員に一切伏せて、28日の夕方、交渉が完全にまとまるまで一切情報を出さなかったのか、私は不思議でならないんですけれども、専決処分になる可能性が高い段階で執行部説明会を開くべきだったと私は思いますがいかがでしょうか。

眞田行政経営管理課長 お答えをいたします。

足立弁護士との交渉も決してスムーズにいっているわけではございませんで、 簡単に言えば行ったり来たりというんでしょうか、なかなか形としてまとまらな かったという経過が中間ではございました。その中で、具体的に御説明できるも のもなかなかなかったということで、今回条件が固まったところで御連絡を差し 上げて、専決処分させていただいたという経過でございます。

渡辺委員

私は、専決処分は極めて限定的に行われるべきだという考え方に当然立っておりますので、今の説明ですと、やはり納得しかねる部分があるわけですけれども、私としては本当に残念で、執行部説明会を開いていただいて、現状と、恐らくほかの弁護士の先生と交渉している中でも、足立弁護士に集約していったタイミングもあったと思うんですよ。そうでなければ、恐らくそれからの数日がなければ、ここまで詰めた契約書はできなかったでしょうから、足立弁護士にお願いするということの方針が固まった時点で、少なくともその時点で説明をしていただきたかったなと、実に残念に思います。

内容について、続けて質問させていただきますけれども、ちょっと前のことと 関係するんですけど、この着手金の算定基準になっている不動産価格なんですけ れども、これはやはり大河内鑑定の平成29年4月1日時点の価格なんですよね。これが本当にどうなのかっていうのをやはり我々も検討しないと、そもそもの基準の前提がわからないんですよね。旧日弁連の報酬基準が必ずしも正しいとは思わないですが、それにしたって、この金額の根拠も、資料もない。我々にはこれを判断することができないんですけれども、今話を聞いていますと、口頭弁論が終わらないと出していただけないような話になりますけれども、私たち議会は6月議会で専決の承認をしなければならないんです。そこで、議会に対する説明責任をどのように考えられているんですか。

小澤資産活用課長 訴訟の追行上の支障ということで、ただいま控えさせていただいていると ころでございます。

委員御指摘の議会への説明責任、こちらのほうも重要なことではございます。 資料要求という形になっております。その検討の中で、執行部として提出の可否 といいますか、是非というのも判断してまいりたいと考えております。

渡辺委員 そこは出てきてみないと、これが正しいのかどうなのか、全く判断もつきよう がありません。

その中で、県が先日御説明してくださった弁護士費用等に関する指針の中の恐らく困難な事例に当たるからこの算定方式を使われているんだと思いますが、私が全員協議会の中で質問をさせていただきましたけれども、困難な事例に当たることの判定基準は、必ずしも金額ではないという説明をいただきました。それにもかかわらず、ここは困難になっているんですけれども、困難な事例に当たる理由は何なのかすごく気になるところでして、足立弁護士が、この間の第1回口頭弁論において、住民訴訟と内容がほぼ主張が変わらないから、改めて主張はしないような節をどうやら法廷の中で行ったと伝え聞いておりますけれども、作業量が著しく少ないんじゃないですか、今回は。住民訴訟における成果物がそのまま流用できることを足立弁護士自身も感じていているにもかかわらず、困難な事例ですか、これは。その辺の分類はいかが考えているんですか。

眞田行政経営管理課長 お答えをいたします。

昨年度末定めた指針におきましても、事件ごとに委任契約を締結するというところで、個別の契約が必要になると考えてございます。今回、富士急行さんから提起されました訴訟申し立てにつきまして、5月11日に第1回の口頭弁論が行われましたけれども、また7月には第2回の口頭弁論が行われます。そこで非常に相手方が時間を設けて第2回の期日の希望を出しているということもございまして、また新たな主張、そういったものも展開がなされるのではないかと、そういった可能性もございます。

また、今回の契約、反訴を含めた契約ともなってございますので、相手方のほうも非常に名の通った、非常に大きな弁護士事務所の8名の弁護士で構成してございますので、その中でしっかり県の主張を申し述べるということに対しては、非常に困難な事案であると、そのように認識してございます。

渡辺委員

もう一度お伺いしますけれども、必ずしも金額の大小によって困難か簡易なものかで決めるわけではないと。金額に縛られる、金額も重要な要素ではあるんでしょうけれども、金額に縛られるわけではないと言っているにもかかわらず、今回は困難なことで認定をされているという中で、私は従前から主張させていただいているように、正直、住民訴訟において、補助参加人の方との、今回の原告の方とは、相当程度、主張の出し合いが行われていて、今まで6,600万円もか

けてきていますし、それ以前にも顧問契約、訴訟委任契約の月額契約でお金も払っていまして、蓄積された成果物が多数あって、それを活用していけば十分できると思っておりましたら、足立先生も法廷でそのような発言もされているような節もあったりする中で、私としてはとても困難とは思えないですけれども、なぜ困難と認定されたのか、はっきりこの部分がということを端的にお伺いしたいと思います。

眞田行政経営管理課長 お答えをいたします。

これから訴訟を追行するに当たって、反訴を見据えた内容になってございます。 反訴を展開するに当たりまして、非常に大きな経済的利益というものを目指して いくことになります。今までに例のない、県では行ったことのないような裁判を 遂行するような形になると思います。また、相手方の訴訟追行体制を見ましても、 なかなか県の主張がそのとおり認められるかどうか、これは非常に労力もかかる 裁判の訴訟追行の作業になってくると思われます。そういったところを鑑みまし て、今回は非常に困難な事例と判断しているところでございます。

渡辺委員

当然、民間企業さんも、自分たちの訴訟上の主張を立証するために、それは誠心誠意、弁護活動に取り組んでくるのは当然の話であって、また先ほどその期間が2カ月あいて、相当程度あいているとおっしゃっていましたけれども、振り返ってみれば、住民訴訟だって2カ月あいているんですよ。基本的に、この争点の訴訟では一般的な期間のあけ方なのかなと私は考えます。その中で、反訴という言葉を先ほどからおっしゃって、反訴するから困難だというようなことにも受けとめられましたが、反訴も訴えの提起の一形態である以上、改めて反訴をされるときは、県議会に対して説明がなされるという理解でよろしいでしょうか。

眞田行政経営管理課長 お答えをいたします。

契約上、反訴という言葉が入ってございますけれども、いつ具体的にどのような形で反訴をするかということは全く定まっておりません。当然、反訴を行うと、県側から行うということは、訴えの提起という形になりますので、契約書にも書いてございますけども、「議会の議決を経て」という言葉、当然訴えの提起という議案を出して、御承認をいただくという手続の流れは必要になってくると認識しております。

渡辺委員

3月4日の説明会の、全員協議会の折にも、議会に対しては丁寧な説明を行っていくというお話をされておりました。その中で、今回の専決処分は果たして丁寧だったのかは、すごく疑問に思っているところで、またこの反訴、いわゆる訴えの提起の議会に対する同意を求める件についても、可及的速やかにしっかりと議会に対して適宜適切に丁寧な説明を求めたいと思います。これは改めてこの委員会の中で申し上げておきたいと思います。丁寧に、適宜適切にお願いいたしたいと思います。

そして、契約書を見る中で、反訴のことも含まれているんですけれども、これ 一審で終わる可能性は、私はすごく少ないと思っているんです。恐らく、いずれ 県にしても原告にしても、控訴、上告が十分に予想されるんですけれども、契約 書を見る限りでは、この着手金の射程範囲に入っていないという理解でよろしい でしょうか。

眞田行政経営管理課長 お答えをいたします。

委任契約書自体、第一審に限定しているものでございますので、着手金の支払

いは第一審に係るものになっております。

渡辺委員 じゃあ、あくまで仮定の話になってしまいますけども、控訴、上告された場合 は、改めて着手金が発生する可能性があるという理解でよろしいんですね。

眞田行政経営管理課長 お答えをいたします。

旧日弁連報酬等基準を照らし合わせましても、着手金についてはその都度生じるということになっております。しかしながら、今までの県議会からの附帯決議などのお考えを踏まえまして、今回のような着手金をそのまま払うというのは到底適切ではないとこちらも考えてございます。具体的にどうなるかというのは、今後の裁判の遂行の内容を見なければわかりません。判決内容によっても変わってくると思われます。それらの中で、単純に同じような着手金ではなくて、縮減するなど、そういうような努力は続けてまいりたいと考えております。

渡辺委員

まさにそうなんですよね。だから、旧日弁連報酬等基準も、あくまで旧であって、参考程度にすぎず、またそれを当てはめたとしても、交渉事なんですよ。当然、足立弁護士とは、最初にその話を交渉の過程の中でしているんですよね。確定判決までお願いしたいっていう話はしないんでしょうか。経過はどうなったんですか。それで、結局、足立弁護士との交渉の過程の中で、いやいや、一審までの訴訟委任契約ですよと、控訴、上告については除外ですよっていう結論に達したんだと思われますが、そうではないのですか。過程はどうなんですか。

眞田行政経営管理課長 足立弁護士との今回の契約書の締結の交渉の中で、成功報酬について は最終審まで持ち越す、勝つまで払わないということは当然のことでございます。 着手金につきましては、今回、何をよりどころにするとかは、スタンダードのも のとして旧日弁連報酬等基準を参考に計算するというようなベースになってございますけれども、それでも非常に縮減するということで交渉させていただいて ございます。今回、第一審に基づく契約ということで、委任契約書を締結させて いただいて、着手金1億3,000万円税抜きとなってございますけれども、今回の第一審の結果、判決内容とか含めて、また仮に控訴となっても、その控訴が こちら側のウエートが高いのか、相手方のウエートが高いのかによって、またそこでも変わってくると思います。その中で、また個別に、次の控訴審に入ったときの契約締結するときは、着手のときにはまた最初から1億3,000万円ありきという、考えは全く持っていなくて、低く、なるべく低くということで、それを前提に交渉してくというような考えでおります。

渡辺委員

成功報酬の話をされているので、私がお伺いしているんです。成功報酬については結局確定したときなんですよ。けれども、恐らく交渉の中で、普通であれば、着手金についても同じ交渉をすると思うんですよ。成功報酬のときに、その視点を入れているわけですから。そういう交渉はなかったんですか。今の話を聞いていると、ちょっと理解しづらいんですけれども。交渉はあったけれども、足立弁護士のほうから断られてしまったとか、そういう過程はないんですか。

市川総務部長

旧日弁連報酬等基準が全てではないっていうことは、おっしゃるとおりだと思います。その上で、そこを参考にさせていただきつつ、今回も御説明させていただきますし、今回の契約内容になっているということでございます。旧日弁連報酬等基準では、基本的には審級ごとということになってございます。ただ、成功報酬については、同一弁護士が次の審級の受任した場合については、その次の審

級の成功報酬をもって充てるということとされておりますので、その基準に沿って交渉はさせていただきました。ですので、二審、三審を前提とした、可能性は高いと委員おっしゃいましたけれども、それは今わからない状態の中で、二審、三審の場合の着手金も含めてというような交渉についてはしてございませんでした。

渡辺委員

この専決処分の内容では、恐らく控訴審、上告審のときには、新たに着手金が 発生する可能性を大きくはらんでいるということを承知いたしました。

訴状が通達したのが4月5日で、その訴状の中に、訴訟物の価格っていうものが記載されているはず、2ページ目ですね。幾らですか。

小澤資産活用課長 37億9,135万円と記載されております。

渡辺委員

訴訟の経済的な価格を検討する上で、この数字も一つだと思うんです。確かに原告が主張されている数字ですが、県の324億円よりも相当程度安い経済的な価格だと思いますが、これをもとに足立弁護士とまずは交渉したと、私は信じたいです。最初から県がこの土地の価格の金額出せば、当然膨れ上がる金額になりますので、なるべく低く抑える交渉をするのであれば、この数字でもどうかと思いますが、最低でもこの数字を使っていると思うんですけども、何ゆえ不動産価格になったんですか。それも、平成29年の大河内鑑定のものに。

眞田行政経営管理課長 お答えをいたします。

よりどころとしては旧日弁連報酬等基準を使っているわけでございますけれども、今回、賃借権のことを争っているということですので、対象たる物の時価の2分の1という額で算定するという基準になってございます。対象たる物の時価となってございますので、今回、着手金を算定するに当たりまして、大河内鑑定のほうが算定するに当たって、324億円と400億円という数字ございますけれども、324億円を使ったほうが着手金は低く抑えられるというようなこともございまして、そちらを採用しているところでございます。

渡辺委員

何か説明を聞いていると、たしか説明会のときに、別に大きな金額を着手金として私たちは払いたいわけじゃないという趣旨の発言があったかと思うんですけど、そうであれば、せめてこの数字を使って38億円、2%で七千数百万円、6,000万円引いて、1,000万円ぐらいでもいいんじゃないかなと、交渉のスタートはですね。そうであれば、県当局としても、最低限の着手金でという説明はつくかと思うんですけれども、今の説明を聞くと、いかにこの324億円を使うことが妥当かっていう説明を今受けましたので、それはやはり県の立場として、交渉過程の中で、それであったら足立弁護士はこっちの数字を使いますよ、そりゃあ。旧日弁連の報酬基準を。どんな交渉してきたのか、すごく私は不審を抱かざるを得ないですけれども。以上で終わります。

市川総務部長

済みません。先ほど委員御指摘の訴訟物の価格の約38億円ですけれども、こちらの計算方法は、旧日弁連の経済的利益の額の計算方法とは全く違うものでございます。

渡辺委員 違うのは知っている。

白壁委員 そんなことはわかっているよ。

渡辺委員そんなことは知っていますよ。

市川総務部長 ええ。ですから、我々がまさに議論というか交渉しているのは、その印紙税を 支払うための訴訟物の価格についての交渉ではなくて、あくまでその訴訟を訴訟 代理人として受けていただくために算定する経済的利益の額になるので、そこは 一言申し上げておきたいと思いまして、挙手させていただきました。

遠藤委員 今の訴訟物の原資ということなんですけれども、あくまでもこれは県が主張を している価格で算定をしたっていうことで理解してよろしいでしょうか。

小澤資産活用課長 ちょっと繰り返しになるかもしれないんですけれども、旧日弁連報酬等基準では、賃借権が争われている場合の権利の対象たるもの、この場合は、この別 在地の土地の時価の2分の1の金額を基準として算定するということになりますので、我々としては、その土地の時価を鑑定で求めて、これを基礎にしたということでございます。

遠藤委員 先ほどの議論の中で、この裁判がかつて例のない困難だという議論がありましたけれども、これは賠償金っていいますか、成果物に対しての考え方だと思います。私が考えるには、県が主張している20億円、そして富士急行側が主張している3億円、この差額掛ける耐用年数、およそ100億円は下らない金額になるかと思いますけれども、これが実入りの部分だと思いますが、この辺についての考え方をお尋ねします。

小澤資産活用課長 反訴をする場合ということだと理解しました。一般的には、原告の請求内容 の反対の請求、すなわち賃借権の確認や損害賠償請求をするものだと考えておりますが、具体的な賠償金額につきましては、住民訴訟における県の主張も加味しながら検討してまいることになると考えております。

遠藤委員そういうことで、困難な裁判というふうに理解をいたします。

また、先ほど旧日弁連の報酬基準ということなんですが、これは2月定例会で 最終的に私たちが修正案として提案をしたこと、またそれに附帯した事項に基づ いて方針を、県のほうで弁護士に関する方針を決めた。これに基づいて交渉に入 ったという理解でよろしいでしょうか。

眞田行政経営管理課長 お答えをいたします。

今回、足立弁護士との交渉におきましても、この3月末に定めました指針に基づいて交渉をさしていただいたということでございます。

遠藤委員 それから、専決についてでありますけれども、先ほど一人一人議員には個別に 丁寧に連絡をしたということでありました。三権分立の考え方からすれば、執行 権限でありますし、専決に関しては、私は正当に行われているのではないかと思 いますけれども、この件に関して報道等でいろんな議論があります。そういう中 で、この専決が法的根拠に基づいてやっているのかどうか。ちゃんとした基準が あるのか、その辺を伺います。

眞田行政経営管理課長 お答えをいたします。

専決処分、自治法でその条項がございます。逐条解説等ございまして、そこで

も、絶対に議会の議決または決定をいただくことが不可能な場合ではないが、事件が緊急性を有し、議会を招集してその議決を経てる間にその時期を失するような場合という解説もございます。本件におきましては、答弁書の提出がゴールデンウイーク明け、5月11日には口頭弁論期日が迫っているという状況で、早急に訴訟追行体制を整えるということで、時間的余裕がなかったという認識をしてございます。

また、今回、申し立てにつきましては、仮処分の申立請求は裁判所が大変短い時間で判断を下すとなっておりますので、最初から県の主張を詳しく申し述べなければならないということで、作業時間も非常に限定されておりまして、時間的な余裕がなかったというような形で認識をしてございます。

遠藤委員

今、仮処分の話が出ましたけれども、一般的に私の認識では、仮処分っていうのは結構早い段階で返ってくるというふうに認識をしています。裁判行動に入ってから、もうかなり経過をしているんですが、いつごろ判断されるのか、予測がついたらお願いしたいと思います。

小澤資産活用課長 委員御指摘のとおり、仮処分については一般的に比較的短期間で裁判所の 決定がなされるというふうに聞いておりますが、次回期日で仮処分の判断が下さ れるかどうかについては、申しわけございません、現時点では我々のほうも予測 はできない状況でございます。

遠藤委員 済みません、質問があちこち飛んで申しわけないんですけれども、先ほど8人 の弁護団が対応していると、相手方ですね。この辺の相手方がどの程度の裁判費 用をかけているのか、この辺の情報はあるんでしょうか。

眞田行政経営管理課長 申しわけございません。訴状等見れば、相手方の訴訟代理人は把握できるということで、非常に名の通った大きな弁護士事務所8名の、弁護士の方々が対応されていることは把握できているんですが、具体的にどのような契約関係にあるかというのは、やはり民間の契約内容になっておりますので、把握できるすべがないということで、承知はしてございません。

遠藤委員 調査をすることは可能なんでしょうか。

眞田行政経営管理課長 お答えをいたします。

民間の契約関係になりますので、調査する権限もございませんし、把握することは非常に難しいと認識してございます。

遠藤委員 資料3に、この「富士急行から提起された訴訟等に係る」という中に、「訴訟 費用は被告が負担する」、要するに双方相手方が負担するということを書かれて いるということは、相手方の訴訟費用が必要ではないかと思いますが、いかがで すか。

眞田行政経営管理課長 お答えをいたします。

資料3の1ページの訴訟費用というところでございますけど、弁護士費用は含まれておりませんので、今回で言うと、この裁判における上での手数料といいますか印紙代になりますけども、そちらのことを指してございます。

遠藤委員その印紙代で裁判の大きさというのがわかると思うんですが、その辺で推測が

できないんでしょうか。

眞田行政経営管理課長 お答えをいたします。

訴訟の対価物の価格等で、この訴訟費用、印紙代等、計算を行います。それと 弁護士にどのぐらいの契約金額となっているかというのは関係性がないという ことで、把握ができないということでございます。

小越委員

1億4,000万円の報告を受けて、多くの県民の方々から怒りと悲しみとむなしさを感じています。6億円を1億4,000万円に安くしてもらったからって、胸を張って言えるんですか。いろんな財政難だと、コロナ対策だと言っているときにも、お金がないと言っているけど、この1億4,000万円は、議会の議決も経ずに、ポンと財政課と総務部長が判こを押したということに、私は一県民としても、もう怒りで本当に爆発しそうですよ。こんなことがまかり通るのかと。私が思っているだけでなく、ほかの多くの県民は怒っていると思います。1億4,000万円の根拠についても聞きたいですけども、もしこの成功報酬ですよね、なった場合には、成功報酬は幾ら払うことになるんですか。計算できないので、教えてください。

眞田行政経営管理課長 成功報酬につきましては、先ほど委任契約でも定めてあるとおり、議会の議決をいただきまして、県が反訴を提起し、勝訴したときに確保した経済的利益の額となってございます。最初に、反訴を提起というところがあるんですが、その反訴をいつどのような内容で行うかというのも定まっておりませんし、具体的に、裁判の結果、どのような経済的利益が確保できるかもわからないので、現時点においては、成功報酬がどのぐらいなのかというのは見定めることはできない状況にございます。

小越委員

この9.6億円という参考の数字にも、もう腰を抜かしてしまいますけれども、どうなるかわからない、経済的利益がわからない、だから成功報酬がわからないと言って、そしてずっと進めていくのであれば、だったら着手金も経済的利益はわからないんですよ。経済的利益がわからないときにどうするか。あのとき、70万円にしましたよね。経済的利益がわからないから、2億を70万円にする。だったら、今回も324億円ではなく、経済的利益がわからないんだから、この算式でいくのは間違いじゃありませんか。経済的利益がわからないのであれば、70万円に減額したときのあの算式でいくべきじゃありませんか。

眞田行政経営管理課長 お答えをいたします。

令和3年度当初予算時におきましては、訴訟内容自体が明確ではないということで、訴訟物の価格というのも具体的に確定してございませんでした。そのような状況から、算定不能な場合といった基準、800万円という一つの基準額がございますので、それをベースに計算をしたところでございます。今回、賃借権を対象として着手金を計算してございます。その場合は、旧日弁連報酬等基準に基づきまして、賃借権を争っている場合、対象たる物の時価の2分の1の額という基準になってございますので、対象たる物の時価っていうものは、今回、算定可能ということで、その324億円という金額のベースで着手金を計算したところでございます。

小越委員 だったら、経済的利益が幾らかっていうことで、成功報酬どのくらいになるか、 計算ができるはずじゃありませんか。経済的利益がわからないから、成功報酬は わからない。だけど、着手金だけは経済的利益がどうして出てくるのか。それじゃあ、つじつまが合わなくなりますよ。

私は、この旧日弁連の報酬基準に入れることに反対していました。2億円、70万円になるときには反対しました。そして、知事が提案した3月31日のこれにも反対しました。このやり方でいくと、さっきも言いました控訴や最高裁に行ったときに、この1億4,000万円がもう1回、もう2回、払わなきゃならなくなる。全部税金ですよ、県民の。1億円も2億円も、足立弁護士に1月から4月の間にもう2億払っているんですよ。2億円ですよ。最高裁の裁判所の長官よりももっと多い、生涯賃金よりもどのくらい多いですか。非正規労働の皆さんの声を聞いたら、この金額を、何でこんなことをしたのかというふうに、本当に県民の怒りを感じてもらわないと、私、気が済みませんよ、こんなの。この着手金でいくとするんであれば、百歩譲っても、先ほど渡辺委員からもありました。テレビでも言っていましたよ、足立弁護士が。住民訴訟と同じだからって。だったら、これは旧日弁連の報酬基準でなく、軽易な事件、25万円で十分じゃありませんか。いかがですか。

眞田行政経営管理課長 お答えをいたします。

着手金と成功報酬の点でございますけれども、旧日弁連報酬等基準に照らし合わせれば、着手金は事件等の対象の経済的利益の額をベースに計算するところ、報酬金は委任事務処理に基づきまして確保した経済的利益で計算するということになってございます。現時点におきましては、委任事務処理により確保した経済的利益というのは確定した金額が出ておりませんので、計算ができないという事情でございます。

それから、着手金、税抜きの1億3,000万円でございますけれども、富士急行さんからの提起された訴訟に対する対応もあれば、またこれから、いつどのような内容かというものは未定ですけれども、具体的な県の経済的利益を確保するための反訴も見据えた契約内容になってございます。その反訴において県が勝訴をおさめたときは、非常に大きな経済的利益が、単年度ではなく後年度にまで及ぶような大きな経済的利益が確保されるというようなところも踏まえまして、着手金1億3,000万円は妥当であるというように判断をしているところでございます。

小越委員

経済的利益が得られるかどうかわかりませんよね。勝てるかどうかわかりませんよ。1億3,000万円費やして、県民の税金を費やして、議会の承認も得ずにやったんですよ。このお金は、確かに県の指針に沿ってやったかもしれない。だけど、これは不当な支払いだって県民は思っていると思います。この金額を同じようにやったら、次から次へ、私が指摘しているのは、青天井になりますよ、この弁護士費用が。山梨県の財政がどうなりますか。弁護士費用で5億円も10億円も払うことになる。とんでもありませんよ。私は、この旧日弁連の報酬基準のやり方は、そもそもこれ、指針ですから、条例でもないから、考え方を変えるべきだと思います。

ほかの方もあるので、最後に聞きたいんですけど、この専決処分をするときに、前に「いとまがなかった」っておっしゃいましたよね。私、何人かの弁護士さんに聞きました。こういうときには、裁判所に対して、「ごめんなさい。今、議会の議決が必要ですから、少し待ってください」、そう言えば待ってくれるはずだって言うんですよ。大体この先生、顧問弁護士ですよね。「山梨県として今こうしていますから、お待ちください」っていうふうに、裁判所になぜ言わなかったんですか。それができるはずだって何人もの弁護士の先生から言われましたけど、

どうしてできなかったんですか。

眞田行政経営管理課長 その手続については、申しわけございません、承知してございません。 ただ、答弁書の提出期日と口頭弁論期日というのは、裁判所が指定をしてきます。 今回、県の立場で言いますと、答弁書を提出するものは裁判所から一方的に設定 がされますので、答弁書の提出については、その期日でなくても、裁判所に連絡 すれば、到底準備が間に合わないと、今回であれば、仮処分とかもありますので、 精緻なものをつくらなければいけないと、そういった事情があれば、それをおく らせるということは可能な制度になってございます。

小越委員

もう1点、先日、国のアスベストの訴訟がありましたけども、国に対しては損害賠償や賠償で何千億円という訴訟が起きます。何兆円っていうときもあるかもしれません。総務部長、国からいらしているので知っていると思うんですけど、そういうときの被告側の弁護士の費用は、誰が払って、幾らぐらいなんですか。例えば、1,000億円とか2,000億円の訴訟が出されたときに、被告の国の弁護士は誰がやって、幾ら払っているんですか。

市川総務部長

済みません、私も詳しく存じ上げているわけではありませんが、国を被告とした訴訟の場合は、法務省の検事が担当することは承知しております。

小越委員

国の訴訟は、国の職員がやっていますよね。県の訴訟は1億4,000万円も払うんですか。顧問弁護士の先生、非常勤職員ですよね。顧問弁護士の先生に今の倍払ってでも、ほかの県では、例えば県の職員として弁護士が雇われているとこもあるかもしれませんけど、国の訴訟は少ない金額でやれるのに、県の行政訴訟にこんなにお金かけたら、被告の側の弁護士にどんどんお金が入ることになりますよ、県の税金で。私は、この旧日弁連の報酬基準にのっとるやり方を改めるべきだと思います。この不当な支出は認められない。最後に言っておきます。

猪股委員

小越委員の関連にもなることでなんですけど、まずここの324億円の不動産価格、これは土地全体を見た評価の中からこの計算式がありますよね、2分の1を掛けたりどうのこうのって。ここを小さくすることが、先ほど渡辺委員も小越委員も言われた中で、努力はすべきだったと思うんですけど、できたのかどうなのか。県は、これに対して、この金額を下げる努力というか、この裁判に係る面積率の全体を掛けるということよりは、部分的なもので裁判にかけたほうが金額的にも安くなるとか、そういう手だてをする考えはなかったのか。その辺はいかがですか。

眞田行政経営管理課長 お答えをいたします。

今回、着手金の交渉に当たっては、スタートはやはり旧日弁報酬等基準が原則であるという最初のお話がございました。そこから交渉を重ねる中で、いろんなお話し合いの中で、率を下げたりとか、6,000万円を引いたりとか、809万円を引いたりとか、そういった交渉をして、今の着手金という形になってございます。また、他の弁護士事務所とも打診等をしておりますけども、到底この内容ではお引き受けが難しいというお答えももらっておりますので、今回の訴訟に当たっては、この着手金というのは必要な金額であったと認識をしてございます。

市川総務部長 済みません、補足的に御説明させていただきます。

今回、不動産価格ということなので、県として持っている不動産価格について

は、この大河内鑑定事務所によって徴取した324億円と、もう一つ、嶋内鑑定の価格がございます。そのいずれかを使うということが今の県の立場と整合性がつくわけですけれども、そうした中で、いずれも裁判追行上必要だと思って、正しい鑑定だと思ってはおりますが、やはりこういう場で御説明することもさることながら、県民の皆さんの負担に直結するということから考えますと、裁判を追行していく上で、どっちの鑑定書を使うか。それは両方使います。ただ、少なくともこの着手金の算定においては安いほうを使うべきだということで、あえて大河内鑑定を使わせていただきました。

猪股委員

答弁を聞いていて、わかりますけどね。県の支出ということは、先ほど小越委員からも言われたとおり、県税ですね。県の税金から払うことであって、これを個人で払うと思ったら、非常に苦しいですよ。簡単に1億円、2億円の金額を言っているんですけど、その辺を考えた中で、何を言いたいかというと、当初この専決処分で1億4,000万円、これはもとを言うと、5億4,000万円をまけてもらって1億4,000万円になったと聞いていますけど、こういうことで努力するのであれば、やはり県税を出さなきゃならないということをうたうのであれば、やはりそこでも努力が必要ではないかと、先ほど来から言われている。委員からも出ていますからね。不動産鑑定がこう出たからこういうものより、できるだけ安い金額で県の負担を減らしていく、県民の負担を減らしていくっていうのが重要だと思います。

先ほど、ほかの法律事務所に相談と打診をしたとありましたけど、これは期日的には無理だということと、これだけ難しい話を相談したからって、すぐ受けられる法律事務所はないと思います。といって、県内にあるわけではないですよね。前にも話がありましたとおり、県内の法律事務所じゃだめだという解釈ですから、到底、ここには文言書いてありますけど、これはとても、書いてあるだけで、納得できる話ではないと私は思います。

それで、言いたいのは、今後、いろんな委員からも出ていますけど、県税は県 民の負担ということを忘れてもらっては困るということと、今後、この裁判にか けても、できるだけ経費がかからないように。長くなってごめんなさい。

以上で終わります。

山田(一)委員 総務部長、私も非常に専決処分については、残念でありました。2月議会の総務委員会並びに予算特別委員会でも、今回のようなことがある程度想定をされたわけでありまして、かつて知事は、旧日弁連報酬等基準を使うに当たっては、成果物、ある程度勝ったときの成果物があるから、その費用の中で払うからっていうような論理立てをしていたと思います。しかし、私はそのときも、例えば富士急さんもそうでしょうし、富士急さんから借りている転貸者から富士急に対して裁判を起こし、それが結果、県に来るという、負の裁判がこれからどんどん起こっていくと。そうすると、関連する訴訟という当時の文言があると、それに対しての債務負担行為をつけていく、これが青天井になっていきますよと。まさにこれが一つここに出てきたと私は思っております。

そこで、まずお聞きしたいのは、今回専決をしましたが、これに対して、裁判が長引く、あるいは年度を超える可能性があるといったときに、まずこれについての債務負担行為は、この後、提起されるんでしょうか。

眞田行政経営管理課長 お答えをいたします。

今回、締結しました委託契約につきましては、令和3年度当初予算で設定した 債務負担行為に基づいて契約を締結してございます。したがって、その債務負担 行為に基づいて、もう既に契約が成立しておりますので、この委託契約が何年先 になっても、新たな債務負担行為をとるという必要はございません。

山田(一)委員 この件は、深入りしません。

私が気になるのは、県が主張している地方自治法第237条第2項の違法無効だというこの論拠です。ここは大事なところで、議会の議決なくして賃貸とか売却とかをしてはいけない。だから、私は包括的に議会の承認がこれまでもされてきたっていう前提に立っているので、それをもって違法無効であるかっていうことに対してもともと疑義を持っているので、そうすると、この全ての内容の中に、違法無効を論拠として理論構成されている。だから、そこが非常に私は、どこかでやはり裁判所が住民訴訟であるか、ここであるか、まず判断をどっかでされないうちは、この議論がずっと続いていってしまうんじゃないかと思いますが、その辺についていかがでしょうか。

- 小澤資産活用課長 まさに我々の主張は、第237条第2項、こちらに反して適正な対価で議決 なく賃貸借契約を現状結んでいる状態と、県として主張しているということでご ざいますので、そこにつきまして、裁判の中で我々の主張の是非が判断されるも のと考えております。
- 山田(一)委員 そこがはっきりしないと、今回の委任契約にありますように、先ほどから反訴、 反訴ってありますけども、「甲が、議会の議決を経て、1の案件に関して反訴を 提起」、つまりそのときにはそれが必ず論拠になるから、また議会で議決をとる とき、同じような問題が起こってくるわけですよ。

それは、きょう、結論はでなくてもいいんですが、今回の足立弁護士に対して、旧日弁連報酬基準を使っている中で、非常に難しいという議論があるわけですけども、足立弁護士はこないだの、報道等の情報によりますと、本件は新たな主張はないため、住民訴訟とほぼ同じだということで、準備書面や証拠が重複するからと言って、一部出さなかったと聞いておりまして、それに対して裁判長が「そうはいっても、違う裁判でしょう」という何らかの叱責をされたという指摘を受けたと承知しているんですが。

私がこれまでも言っているように、今回の住民訴訟も、これに対する富士急側からの今回の訴訟も、全て借地法、さらに民法第709条の不法行為による返還請求だけなんですよね。だから、昔から言うように、比較的古い、古典的な裁判で、今あるような知的財産権の問題とか、そういう問題ではない。さらには、立証責任を負うべき状況に県が全て資料を持ってそれを提供しているということで、決して難しい裁判でもないし、中には「古典的な裁判、俺、得意だよ」っていう県弁護士会の重鎮の人も言っておりましたように、そんなに難しい裁判じゃないわけですよ。だから、その点についてもお答えをいただきたいんですが。

皆川委員長 答えられますか。

小澤資産活用課長 一部重複になりますが、今回、応訴の状態で契約を結んでおりますが、契約書の中で、反訴も考慮しながら、ということで契約を締結するということになっております。これは当然、議決が必要なことでございますので、想定ということになりますが、その反訴に当たりましては、どこまでが損害かというようなところ、これは通常の賃貸借契約と我々の自治体の賃貸借契約で一部内容が違ってくる部分があり、契約も長期にわたっておりますので、その辺の計算を含めて、どういう法解釈をするか、かなり高度な判断が必要になろうかとも思います。そう

いったことも加味しまして、困難なものと考えております。 以上です。

山田(一)委員 この問題は、きょうは時間の関係もあるので、この後、機会があれば私も質問させていただきますが、基本的に私はまだ第237条第2項にもこだわりますし、 債務負担行為のところを非常に危惧していますので、今後もその部分では発言を させていただきたいと思って、本日は質問を終わります。

早川委員 じゃあ、端的に。専決処分についてお伺いしたいんですけど、今回1億円高いとか弁護士の金額とか、専決なんですけど、そもそもその案件の大きさや、内容が伝わってないんですけど、そういった意味で、県がひとつ共有していただきたいのが、他の専決処分の実績、金額の大きさとか、それはあると思うんです。なので、例えばことし1月以降でいいんですけど、他の専決処分の金額とか件数とか、大まかなもので、もしよろしければお答えください。

皆川委員長答えられたら、他の専決処分のわかっているものだけでも、答えてください。

眞田行政経営管理課長 お答えをいたします。

本件の専決は4月30日ですけれども、その次が5月7日にコロナウイルスの関係のグリーン・ゾーンだったと記憶しております。それで23億円余ぐらいの金額の専決が発生しまして、また先週、豚熱の防疫関係も専決されたと聞いております。

早川委員 つまり、次の質問で、案件の金額があるんですけど、もちろん私は裁判のプロ じゃないんですけど、ただ事実として言えることは、今まで本県が抱えたことの ない100年にも及ぶ案件で、しかも先ほど聞くと、相手は8人体制で、しかも 県外の5大大型弁護士の事務所で組んでいるということなので、これはそれなり の経費がかかってもと私は思うんですけど、県にお伺いしたいのは、改めて、県 民のためにこれは勝たなきゃいけないと思うんですけど、今回はベストな弁護士 の選定だと言えるのか、改めて伺います。

眞田行政経営管理課長 お答えをいたします。

今回、原告の主張に対しまして、的確に反論、県の考え方を的確に申し述べる、主張していかなければいけません。そのベースになるのは、昔からの山中湖畔の県有地の経過、それに伴う複数の関係法令についての知識を持っている方でなければ、的確に対応できないと考えております。また、その中で、足立弁護士については、住民訴訟におきまして、そういった知識や関係法令、非常に精通している方でございます。また、今回、交渉の中で、着手金につきましては、旧日弁連報酬等基準と比較しまして非常に低い金額で受任をしていただいております。

また、今回、訴訟においては、ゴールデンウイーク明けに答弁書の提出、口頭 弁論が控えていたんですけれども、そういった経過を踏まえているからこそ、短 い期日の中で対応が円滑にできたと。特に、繰り返しになりますけれども、仮処 分につきましては、最初からしっかり県の主張を申し述べなければいけません。 裁判所は、短い時間で判断を下すとなっていますので、最初から県の主張をしっ かり申し述べなければならないという事情を鑑みますと、本件にかかわる訴訟 代理人は、足立弁護士が最適だったと認識しております。

 効であるっていうことと、損害賠償ができるという認定だと思うんです。先ほどの説明だと、反訴もできるってやつで、今回、私も何人かの弁護士に確認したんですけど、反訴についても時期を逃すと、要は裁判を一緒にするわけですから、反訴ができなくなってしまうっていうことで、先ほども実入りがないっていうこともあったり、県民の利益のためには、私は現段階では理屈が、例えば反訴についても早急にしないと実入りがなく、県民も損害をこうむってしまうので、それについて早急に反訴することも考えられると思うんですけど、それについて、県はいかがでしょうか。

小澤資産活用課長 お答えいたします。

このような場合、確かにただいまの状況ですと、県が実際に得られる経済利益がない、実際にお金が入ってくることが確約されない状態になりますので、早急に反訴を行って、同一裁判手続の中で紛争解決を図ることが一般的に行われていると承知をしておりますので、県としても適切に判断をしていきたいと考えております。これも、委員御指摘のとおり、民事訴訟法146条の規定になるんですが、こちらのほうで、反訴の提起が著しく訴訟手続を遅滞させると判断される場合には反訴提起ができなくなるという規定がございますので、そのタイミングも含めて、適切に判断しなければならないと考えております。

以上です。

向山委員

済みません、端的に質問させていただきます。

自分は、考える問題点は3点あると思っています。説明責任と金額の妥当性、 地方自治法の課題、この3点が問題点だと思っています。それで、議会への説明 責任、先ほどありましたが、専決処分前の説明についてはお伺いしました。専決 処分を行った後にも、議会説明、これまで一度もないっていう状況なんですが、 このことについては、どのような理由で今まで全く説明なかったんでしょうか。

市川総務部長

今回専決処分させていただくに当たって、これはもう議会対応の一環ではありますけれども、事前に個々の議員の先生方に、お電話で御説明をさせていただいたということでございます。その際にも、しっかり御説明をというようなお声もございました。今回このような委員会の機会をおかりして御説明させていただくのもその一環だと思ってございますし、また法律上、きちんと次の議会の際に、その専決を、その他の専決案件と同じですけれども、承認を求めていく。その中で、きちんと御説明したいと、このように考えてございます。

向山委員

この議会の説明については、専決処分終わった後に、時間もあった中で、3月 のあの全員協議会の説明を踏まえると、一度やっぱり全員協議会や議員集めての 説明会があってしかるべきだったと思っています。

金額の妥当性について言えば、先ほど来さまざまなお話ありますけども、1億4,300万円の払う価値のある弁護士能力のある先生であれば、全く異論は出ないというところでありますけども、中間報告でも指摘をさせていただきましたが、12月には歴代知事に責任がある可能性があると言っていた3カ月後に歴代知事に責任は裁判では問えないと転換したこの弁護士の先生に、この1億4,30万円が本当に妥当だったのかどうか、ここの能力の判断についても、今後しっかりと検証をされなければならないと思っています。この金額について言えば、先ほど来、話あります旧弁護士連合会の報酬等基準について、これは議会の理解を得られている、了解を得られているという判断で、執行部はいるんでしょうか。

眞田行政経営管理課長 お答えをいたします。

昨年3月末の時点で、指針については御説明をさせていただいたものでございます。その指針に基づきまして、着手金につきましては、旧日本弁護士連合会報酬等基準に基づき算定した額を上回らない額というような決めになっていますので、その趣旨に基づいて今回算定したものと認識してございます。

向山委員

この旧基準についての説明会のときに、私の記憶の限りでは、いろんな質問が出ましたけども、積極的に賛成という意見は一つもなかったという認識をしています。この基準や指針を使うのであれば、そこは執行権の裁量の範囲内っていうことであれば、最大限の説明責任を果たして、議員の皆さんの理解を得る必要があったのではないかなと思っています。

それで、今後の展開で1個確認をしたいんで、先ほどの64カ所の不動産鑑定評価について、これから新たな新規賃料として起こした場合に、金額が相当上がって、そこから訴訟になるケースがあるんですけども、この64カ所について訴訟になった場合、同じような基準で適用していくお考えでしょうか。

眞田行政経営管理課長 お答えいたします。

どのような訴訟体系になるかがわからないということで、お答えしかねるところはございますけれども、訴訟の内容を見て、また個々に判断せざるを得ないと考えております。

向山委員 最後に、まとめさせていただきます。

今回のこの1億4,300万円について、実は住民訴訟とすごくつながってい まして、住民訴訟で仮に県の主張が通らなかったときに、じゃあ1億4,300 万円のこの費用自体、誰がどう責任とるんだってことにも一つなってくると思い ます。それで、さんざんこの特別委員会でも言っていますけども、私は、その費 用についてしっかり議論をして、そこについて全く異論はないですけども、この 弁護士費用だけに関しては、しっかりと議員の皆さん、そして県民の皆さんに理 解を得る必要が十分にあると思っています。その上で、前々回に提案をさせてい ただきましたが、この議会基本条例第10条の専門的知見の活用等ということで、 「議会は、議案の審査または県の事務に関する調査を効果的に行うため、必要に 応じて議決により専門的事項にかかわる調査の委託を活用するとともに、学識経 験を有する者とで構成する調査のための組織を置くことができる」ということで、 これまでもこの委員会の中で出ていますように、高度な法令知識があるこの中間 報告に対しての専門家委員会の意見を聞く、あるいは先進的な行政手続や県民理 解を得る行政運営を得るためには、この専門家委員会を活用して、特に前回問題 となりました中間報告の6,600万円の支出のあり方、あるいはこの旧弁護士 連合会報酬等基準をもとにした報酬基準等の指針について、特別委員会として諮 問をして、そして答申を受けて、この議論に生かしてく必要があるのではないか と思います。議会基本条例第10条がせっかくありますので、ぜひ特別委員会と しての意思を示していただいて、議会全体で取り組んでいけるような形にとって いただきたいと思います。

皆川委員長

ただいま向山委員から、山梨県議会基本条例第10条に基づき、学問的知見の活用のために学識経験者を有する者等で構成する調査のための専門委員会、組織の設置についての御要望がありましたけど、これについて御異議ありませんか。 それでは、先に決をとりましょうか。 臼井委員

今の提案に関しましては、この間も少し触れさせていただいたと記憶していま すけれども、できれば、すごく大事なことだと思いますので、今ここで決をとる というよりかは、一度ちゃんと話し合う場をできればつくっていただきたいと思 っています。なぜかといいますと、例えば今、向山委員のおっしゃられたところ に関しましては、これまで議会や委員会の中、あるいはこの特別委員会でももち ろんそうですけれども、話し合いが少なくともされてきた内容だと思っています。 もちろん、納得をするかしないかっていうのはそれぞれ個人の温度差はあろうか と思っておりますけれども、ただ少なくとも、きちんとそれぞれの場所で話し合 いがされてきたはずですので、今ここで急に、例えばそういったものが必要かど うか。それでは、決をとりましょうって話になってしまうと、すいません、私も 今年度からこの委員会に携わらしていただいた一人でありますので、もう少し、 大事なことですので、ちょっと時間を置くとか、あるいはもう一度検討する場所 をつくっていただければと思っています。また、時間もないのであれなんですけ ど、先ほども、今回のこの、弁護士費用の妥当性とかも、私も幾つか質問したい こともあるものですから、そこら辺も含めて、まずこの提案に関しては、できれ ばやっていただきたいというのが一つあります。

皆川委員長

これは最終的には本会議で決めるんですよ。これは、本会議でしか決められない。だから、本会議で最終的に決定しますので、ここは委員会として提案をするかどうか決めるだけ。

臼井委員

提案って、この特別委員会で意思を決定するんですよね。

皆川委員長

しかし、最終的には本会議の場で決定されるということです。

臼井委員

そういう理解をさせていただきますけれども、ただやはり、本会議の場ですと、ごめんなさい、細かくわかりませんが、例えば質問のいろんな話し合いの中での制限とか回数とかっていうのも設けられるかと思いますし、もう少し、本会議に上程するにしても、それに間に合うような形の前に一度、6月21日からの話になります、さかのぼっていつぐらいまでにこれを決めなければいけないのかっていうのはわかりませんけれども、ぜひそういった機会をつくっていただきたいなという思いがあります。

皆川委員長

向山委員、どうですか、今の意見について。

向山委員

済みません。議論の場ということで、必要だと思うんですけども、自分は前々 回提案をさせていただいていまして、その時に委員長預かりということになって いる状況です。

それで、この期間、自分はなるべく早く決定をしたほうが、事務的な手続もありますけども、議会事務局の皆さんの準備もあると思いますし、実際に選定も含めてこれからやってく中で、本当に中立、公正公平な専門家委員会のメンバーを選んで、あくまでそのメンバーの方の意見を聞くと。この議会の中での議論をその方々にぶつけるってことではなくて、あくまで諮問機関として、せっかく山梨県議会にしかない基本条例第10条を活用してやることが県民の皆さんに一番わかりやすいオープンであり、しかも高度な法令知識を持っていない私たちには専門家の皆さんの意見が必要じゃないかなという意味で、提案をさしていただきました。

臼井委員

ありがとうございます。向山委員のおっしゃっていることは、よく理解いたしました。

今回の弁護士費用の問題ですとか、あるいはその検証の問題について、私は、今回は4月からかかわらせていただいて、改めていろんな県民の皆様にお話を伺いまして、これももちろん全員に聞けるわけでありませんが、例えば根本的な問題からいけば、素地なのか現況なのかっていうところから始まりまして、あるいは富士急さんのほうで、例えばこの造成費用が幾らだったのかっていうこととか、そういったところで素朴に質問を持っていることもいっぱいあると思うんです。その中で、本当にもし検証を行っていくのであれば、専門家の先生も入れていただくのであれば、その前に、例えばこの委員会として、裁判のいろいろな問題があるかもしれませんけれども、富士急さんのほうに、例えば造成費用が実際幾らだったのかとか、そして、それは裁判に関係してしまうかもしれませんけれども、ただ余りにも情報が少なく感じます。やはりこれ、どうしても契約なのか許可処分なのかっていうところは別にしても、いずれにしても富士急行さんのほうにも、ある程度、委員会としても資料を要求してみてもいいのでではないかなと思いますけれども、それも含めて、必要な書類を全てそろえた形の中で、皆さんで本当に検討していくのが一番望ましい形じゃないかと個人的に思っております。

白壁委員

ちょっと本題に入る前に、専決処分の重要性ってものをちゃんと認識してくださいね。議会が開くいとまがないって、今のこの形でいけばできるだろうし、さっき「何だ、裁判って書類が間に合わなければ延ばせるんだ」って言ったけど、延ばせるんだよね。それと今度はコロナをかけるんだけど、コロナはここでやるしかないから、これだけの予算が国から地方創生臨時交付金があるから、これを使わせていただいて、これだけの予算をぜひここでやらないと、次に間に合いませんからっていうのがあるからできる。県民の一番大事な県税を使って、それもこういった補助金が一切ゼロのものであって、「これを使うから、すぐ使わせてくださいね」って言われると、「ちょっと待ってよ」ってなる。もっと専決の重要性考えて欲しい。議会軽視も甚だしいよ。議会要らないじゃない、専決しちゃえば。何じゃあ、通年議会にしようか、通年議会に。休みなしで、4回を1回にするよ。そうしたら、もう専決要らないんだから。

さてさて、それで、今いろんな意見が出ました。一番重要なところ、453件、 これ現状のもので、素地じゃなくって現況でかけるっていうことで、調査始めた。 評価の調査始めてくれたって、ありがたいことですね。

それで、こればっかりじゃなくて、いろんなものが、今現状の山中湖の関係も、今、臼井議員も言われているとおり、いろんなもので勉強不足なところも大変ある。そこに今度は、向山議員が言われたような、議会基本条例って、我々が汗を流して、知恵を絞ってつくったものがある。その中に、第10条の関係は、これは専門的な委員会をつくって調査しましょうってことなんだけど、それ以外で、19条の3、県政の課題について、必要に応じて県民の意見を聞く機会を設置できるって書いてある。それで、第20条の中では、それを広報媒体を活用して、県民に広く知らしめましょうねって書いてある。これ、よく見ると、ユーチューブでライブでやると、意見を聞けますよともとれるんだよね。

それで、こういったことをやりながら、さらに中立、公平公正なっていうと、何ていうの、バイアスのかかっていない、そういった説明員を入れながら、いわゆる有識者も入れていただいて、それで、そこで勉強会を開いていく。そうすると、いろんなところの勉強ができるようになると思うんだね。ただ、訴訟追行上の問題もあるので、そこに深く入り込めるということはできないのかもしれないけど、基本的なものは勉強できるよね、臼井議員。

臼井委員 はい。

白壁委員 そういうことも必要なんだということ。これは執行部の皆さんじゃない、我々 の常識の中で、認識の中で、責任の中でやるべきことだと思いますので、委員長、 お諮りいただければ、ありがたく存じます。

皆川委員長 ただいま白壁委員と臼井委員の発言にもあったように、勉強会を開催すると。 これは基本条例にもありますので、勉強会を開催することについて御異議あり ますか。

(「異議なし」の声あり)

皆川委員長 それから、もう一つの向山委員の言っている学識経験者等を有する専門委員会 の設置についてお諮りしたいと思います。

設置に賛成の方の御起立をお願いします。

学識経験者を有する等の構成で調査のための専門組織の設置について、いかがいたしましょうか。

白壁委員 それは向山君の提案か。自分が言っているのは、勉強会、公開討論会的なもの をやってくれと。

皆川委員長 それは済んでいます。白壁委員と臼井委員の意見はもう通りましたので、勉強会はやるということになりましたけど、先ほどの向山委員の専門家によるための組織についての設置については、お諮りしたいと思います。 賛成の方、立ってください。

(賛成者起立)

皆川委員長
賛成多数でありますので、学識経験者を有する等、構成する調査などの組織 については、一応、本会議で決定しますが、この委員会としてそれを提案する ということで、御承認していただきました。

皆川委員長 これで特別委員会の質疑を終了いたします。

これをもって本日の審査を終了いたします。ちょうど時間になりました。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

委員各位に申し上げます。

今後の審査日程等につきましては、委員長に御一任願います。

本日はこれをもって散会いたします。

その他 ・本件に関する今後の審査日程等の決定については、委員長に委任することが 決定された。

以上

県有地の貸付に関する調査及び検証特別委員長 皆川 巌